

函館市介護助手活用促進事業

新たに介護助手を
雇用する事業者を
募集します！



介護助手 1 名につき
雇用奨励金を最大
10万円交付!!

本市では、介護サービス事業者が介護事業所における介護職の業務の見直し等を行い、直接介助以外の補助業務に従事する「介護助手」として地域人材を雇用する取組を支援します。

新たに介護助手を 3 か月間の短期雇用契約で雇用した場合に、

介護助手 1 名につき雇用奨励金を最大 10 万円交付します。

～ 介護助手とは ～

介護福祉士などの有資格者が、専門性の高い業務に専念できるようにサポートする役割を担う方々のことで、食事の配膳や掃除、ベッドメイキングといった「利用者の身体に触れることのない範囲」でのサポートを介護助手が行うことで、介護職員の負担を軽減に繋がり、働きやすい職場の実現につながります。

事業概要

(1)対象事業者

<介護保険施設>

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院

<居宅サービス>

- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護

<地域密着型サービス>

- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス）

(2)申請受付期間 11月30日まで

本事業については、予算上限（6名分）に達した時点で募集を終了します。

(3)介護助手雇用期間

交付決定通知を受けた日から交付決定年度の3月31日までのうち**3か月間**



<北海道事業「介護助手普及促進事業」について>

地域住民向けの説明会と外部講師を招聘して、介護助手への研修を行う場合などは、**北海道の「介護助手普及促進事業」を活用できます。**

事業の受付期間や詳細な内容につきましては、下記ホームページを参照してください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/jinzai/chiikijinzaikaigozyosyu.html>

(4)事業の流れ



(5)申込方法

事業の詳しい内容や事業活用の手順等につきましては、下記二次元コードからご確認いただき、活用を希望される場合は、下記のまで、お気軽にご相談ください。

【お問合せ】

函館市役所地域福祉課 地域福祉担当

電話：21-3289 FAX：26-4090

E-mail：kaigo-jinzai@city.hakodate.Hokkaido.jp

